

2 県協号外  
令和 2 年（2020 年）12 月 3 日

県内 N P O 法人代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

北信圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出したことに伴うメッセージ  
の周知について（依頼）

北信圏域においては、11 月 12 日に感染警戒レベルをレベル 3 に引き上げ、「新型コロナ  
ウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近  
1 週間（11 月 25 日～12 月 1 日）の新規陽性者は 26 人となっています。

これは、人口 10 万人以下の圏域をレベル 4 に引き上げる目安となる基準に該当し、ま  
た、多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大  
しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められるため、感染警戒レベルをレベル  
4 に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出しました。

つきましては、別添のメッセージについて、御承知いただくとともに、引き続き、貴組織に  
おける感染防止対策に万全を期してください。

また、関連する情報は、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

担 当	県民文化部県民協働課協働・N P O 係 保科千丈（課長） 菅沼 淳（担当）
電 話	026-235-7189（直通）
F A X	026-235-7258
E メール	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

## 北信圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出します

令和2年12月2日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 趣旨

北信圏域においては、11月12日に感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間（11月25日～12月1日）の新規陽性者は26人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、人口10万人以下の圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要」な状態であると認められます。

したがって、北信圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

### 2 北信圏域における県の対策強化について

北信圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。北信圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくとともに、別紙「感染拡大防止のお願い」を遵守して行動してください。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

- ① 市町村と連携して感染拡大防止の呼びかけを強化します
  - （ア）感染事例等を踏まえた適切な感染防止策
  - （イ）重症化を防ぐための早めの相談・受診
- ② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するよう事業者呼びかけるとともに、安心・安全な観光地づくりを推進します
- ③ クラスタ対策のさらなる徹底を行います

#### ① 市町村と連携して感染拡大防止の呼びかけを強化します

##### （ア）感染事例等を踏まえた適切な感染防止策

北信圏域においては、感染経路が不明な事例が多数発生しており、それが家庭などの共同生活の場や職場において広がったことが今回の感染の拡大の要因となっています。親族や知人との会合など地域における交流の場においても、マスクの着用をはじめとした基本的な感染防止策を徹底していただくことで、家庭や職場等にウイルスを持ち込まないことが必要です。こうした感染事例等を踏まえた適切な感染防止策の徹底について、市町村と連携して住民の皆様に対して強力に働きかけます。

##### （イ）重症化を防ぐための早めの相談・受診

引き続き、積極的に検査を実施するとともに、重症化を防ぐため、発熱等の症状がある方、とりわけ高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクのある方に対して、早めの相談・受診を市町村等と連携して呼びかけます。

#### ② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するよう事業者呼びかけるとともに、安心・安全な観光地づくりを推進します

事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。（特措法第24条第9項）

なお、北信圏域においては、接待を伴う飲食店等での感染が見られないため、現時点では接待を伴う飲食店等の利用に係る要請は行いません。

また、観光・宿泊施設に対しても、引き続き、感染防止策の徹底を呼びかけるとともに、安心・安全な観光地づくりを市町村や関係事業者、観光協会等と協働し、観光地全体で強力に推進します。

### ③ クラスタ対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施するとともに、クラスタ対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣するほか、迅速に入院・入所が進むよう取り組みます。

また、そのために必要が生じた場合は、北信圏域に他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化します。

現在は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。とりわけ、北信圏域においては、飲食店や観光・宿泊施設における感染は発生していないため、県民の皆様には過度に活動自粛を行うことなく、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒など基本的な感染防止策をさらに徹底していただくとともに、県が行う対策にご協力いただくようお願いします。

また、患者・陽性者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

(参考)

#### 感染警戒レベル4の圏域 2圏域

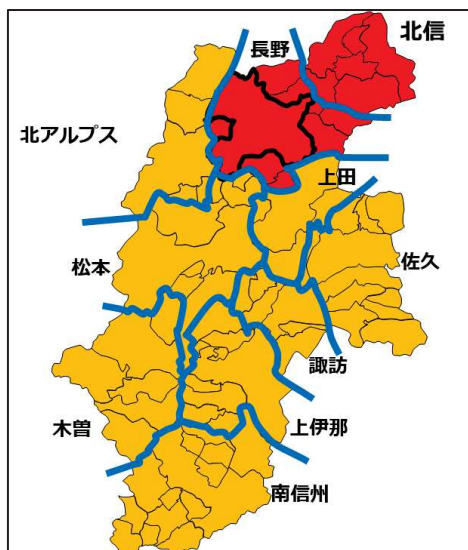
長野圏域、北信圏域

#### 感染警戒レベル3の圏域 8圏域

佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、  
上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、  
松本圏域、北アルプス圏域

■■■■ 感染警戒レベル4の圏域

■■■■■ 感染警戒レベル3の圏域



## 感染拡大防止のお願い

- ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
  - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ② 会食は5つのポイントを徹底し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしてください
- ③ 陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては十分ご注意ください
- ④ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかにかかりつけ医等に電話でご相談ください
  - ・家庭内での感染にも留意してください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします
  - ・休憩時間など居場所の切り替わりによる気の緩みや環境変化にごご注意ください
  - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

## ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みや会話の場面でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

なお、親族や知人の会合など地域における交流の場（茶飲み話や公民館活動等）においても感染の拡大が懸念されます。会話をする際のマスクの着用やとり箸や食器、物を共用しないなど、改めて基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

## ② 会食は5つのポイントを徹底し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしてください

忘年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、次の5つのポイントを徹底してください。

なお、お酒が入ると気が緩みがちになるので十分注意してください。

- ✓ 体調が悪い場合は参加しない、させない。
- ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
- ✓ 人と直接・間接に接触しない。（大皿料理、とり箸、お酌、司会・カラオケマイクの共用を避けるなど）
- ✓ 飛沫を人や人の飲食物に飛ばさない。（人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さないなど）
- ✓ こまめな換気

**③ 陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては十分ご注意ください**

県外の陽性者が多い地域への訪問によって感染が生じ、それが家庭等において広がった事例がみられます。

陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては、業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等、クラスター発生のおそれのある場所への訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のある方等重症化しやすい方やその同居のご家族は特に慎重な対応をお願いします。

**④ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかにかかりつけ医等に電話でご相談ください**

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかにかかりつけ医や保健所に電話でご相談ください。

また、医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診することは避けてください。

なお、ご家族の方に発熱等の症状がある場合は、食事や寝る部屋を分け、マスクをつけていただき、家庭内での感染を防止するための取組をお願いします。また、手で触れる共用部分を消毒するなどの対策もお願いします。

**⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします**

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員一人一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いいたします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得などを一層徹底いただくようお願いいたします。

また、特に仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。

さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、お客さまの氏名及び連絡先の把握、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）に努めてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。